

機密情報保持契約書（NDA）の締結について

◇機密情報保持契約書（NDA）

○ShowNet Sponsorship Programにご参加いただくにあたり、事前に「機密情報保持契約書(NDA)」に署名、捺印の上、ご提出をお願いしております。

機密情報保持契約書(NDA)をご提出いただけない場合、ShowNet Sponsorship Programにご参加いただけませんので、ご注意ください。

なお、ShowNetに関わるすべての企業様の提出が必須となりますので、協力会社やサポートの方にもご提出をお願いします。

○機密保持契約書(NDA)の締結までの流れは以下の通りです。

3月13日(月) : ShowNet Information Page からフォーマットをダウンロードください

2部印刷し、2部とも必要事項に記入押印（もしくはご署名）ください

3月23日(木) : 提出期限 ※第4回ShowNetミーティング

・ 来場受付時記入済みのNDAを全部ご提出ください

・ お帰りの際、弊社側押印済みのNDAを1部返却します

【締結区分】

①会社名での締結の場合

適用範囲：会社全体

契約印 : 社印

②部署名での締結の場合

適用範囲：締結部署

契約印 : 社印または部署印、部署の責任者の個人印

※部署での締結の場合は所属社員の内、ShowNetに参加される方の名簿一覧をご提出ください。

③個人での締結の場合

適用範囲：個人のみ

契約印 : 自署可 ご署名は、①会社名、②部署名、③個人名のいずれでも可能です。

【問い合わせ先】

問合せ先 : shownet-info@f2ff.jp

郵送での提出先 :

〒141-0031 東京都品川区西五反田1-18-9 五反田NTビル5F

株式会社ナノオプト・メディア

ShowNet担当 小野村 宛

TEL: 03-6431-7803

「ShowNet」参加に関する機密保持契約書

_____ (以下「参加者」という) と株式会社ナノプト・メディア(以下「事務局」という)との間において以下の内容の契約を締結する。

第1条 (定義)

- 「展示会」とは、平成 29 年 5 月 7 日から同年 6 月 9 日の間、幕張メッセ及び国際会議場において開催される Interop Tokyo 2017、及び同時開催展であるロケーション
ビジネスジャパン 2017、Connected Media Tokyo 2017、デジタルサイネージジャパン 2017、APPS Japan 2017、その他株式会社ナノプト・メディアが同期間中に同会場にて開催するイベントを指す。
- 「参加者等」とは、上記「参加者」、「ShowNet」の開催期間中に「参加者等」の承諾を得ることなく利用、使用及び開示してはならない。「事務局」は、ShowNet のために必要最低限の範囲を超えて複製してはならない。「機密情報」とは以下に該当するものをいう。
 - 1) 会社で締結の場合は「会社名」
 - 2) 部署で締結の場合は「会社名と部署名」
 - 3) 個人で締結の場合は「参加される方のお名前」を記入してください
- 「開示者」とは、「機密情報」を開示する「事務局」を指す。
- 「ShowNet」とは、以下に参加する法人
事後処理期間
に技術その他サービスを提供するプロジェクト
a. ShowNet NOC(ネットワーク)
b. STM (ショーネット・チーム・メンバー) Program
c. ShowNet Sponsorship Program

第2条 (守秘義務)

- 「ShowNet」は、「参加者等」および「事務局」がお互いの機密を持ち合って開示してはじめて成立するものである。「参加者」は、本契約期間中に「機密情報」を「開示者」の承諾を得ることなく利用、使用及び開示してはならない。「事務局」は、ShowNet のために必要最低限の範囲を超えて複製してはならない。「機密情報」とは以下に該当するものをいう。
 - ① 「参加者等」が公に公開をしていない事実
 - ② 「ShowNet」における相互接続試験内容
 - 技術的な実装や解釈の違いにより相互接続が出来なかった事実と、そのすべての情報
 - ③ 「ShowNet」にて得た他社の情報
 - 自社以外の不具合情報
 - ④ ミーティングや事前検証期間中など、「参加者等」自身が「機密情報」であることを書面上に明記して開示された場合または口頭で宣言した場合の情報
- 「機密情報」について以下に該当するときは前項を適用しない。
 - ① 公知、公用の事実・情報
 - ② 「開示者」以外の「参加者」が独自に開発した情報
 - ③ 「開示者」以外の第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した事実・情報
 - ④ 開示の時点で既に「参加者」が保有していた事実・情報
 - ⑤ 「ShowNet」が開示する別表に定める事実・情報
 - ⑥ 「機密情報」に接した「参加者」の記憶に留まるアイデア、コンセプト、ノウハウおよび技法
- 「事務局」は、「参加者」を除く、他の「参加者等」との間で本契約と実質的に同条件の機密保持契約を締結するとともに、当該「参加者等」に対して当該機密保持契約に定める守秘義務を遵守させる

第3条 (機密情報の使用・管理)

参加者は、善良なる管理者の注意をもって機密情報を厳重に監視するとともに、機密情報を使用する関係当事者に対して、本契約に定める機密保持義務を遵守させるものとする。

第4条 (契約期間)

本契約の存続期間は、平成 29 年 3 月 1 日から平成 30 年 2 月末日までの 1 年間とする。

第5条 (機密情報の返還・廃棄)

第 4 条に定める契約期間後、参加者は直ちに機密情報を廃棄しなければならない。なお、事務局が求めた場合、参加者は事務局に対し機密情報を廃棄した旨の証明書を提出しなければならない。

第6条 (協議事項)

本契約書に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い「事務局」と「参加者等」における協議の上、円満に解決を図るものとする。

第7条 (免責事項)

「事務局」の責めに帰することのできない理由により、「参加者」と「参加者等」の間で紛争が生じた場合には、当事者間で解決を図るものとし、「事務局」は両者に対して損害賠償責任は一切負わないものとする。

第8条 (合意管轄)

本契約に関し、「事務局」と「参加者」の間で紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、参加者・事務局記名捺印の上、各1通を保有する。(個人の場合は、捺印の代わりに自署可)

平成 29 年 月 日

(住所)

(参加者)

(印)

(自署にて代用可)

(事務局)

東京都品川区西五反田 1-18-9 五反田 NTビル 5F

(参加者の欄の記入)

- 1) 会社で締結の場合は「会社名」と「会社印」
- 2) 部署で締結の場合は「会社名と部署名」と「部署印」もしくは「部署の長のサインか印鑑」
- 3) 個人で締結の場合は「参加される方のお名前」と「個人印」もしくは「署名」

別表「ShowNet」参加に関する機密保持契約書 第 2 条 2 項の⑤に該当する項目

項目	内容
ネットワーク図	1. 「ShowNet NOC(ネットワーク・オペレーション・センター)チーム」が「広報用」「公開用」明示したネットワーク図
住所	<p>(住所の欄の記入)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 会社もしくは部署で締結の場合は会社の住所 2) 個人で締結の場合は所属会社の住所、もしくはご自宅の住所
写真・ビデオ	1. 「参加者」が「事務局」と「開示者」の撮影許可を得て撮影した写真・ビデオ及び、「ShowNet NOC(ネットワーク・オペレーション・センター)チーム」が「広報用」「公開用」と明示した写真・ビデオ